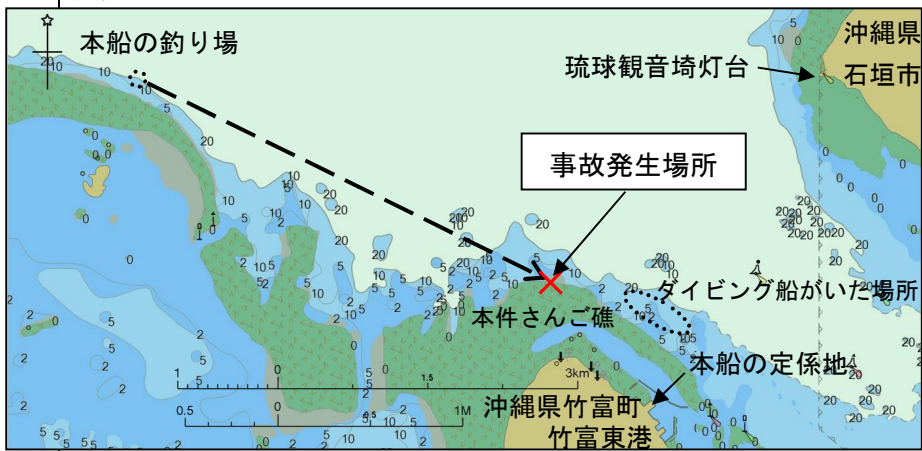


船舶事故調査報告書

令和6年10月23日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年3月30日 12時35分ごろ
発生場所	沖縄県竹富町竹富島北方沖 <small>りゅうきゆうかんのん</small> 琉球観音埼灯台から真方位233° 1.9海里（M）付近 （概位 北緯24° 20.8′ 東経124° 05.1′）
事故の概要	遊漁船あいこ丸は、東南東進中、さんご礁に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年4月23日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	遊漁船 あいこ丸、2.4トン
船舶番号、船舶所有者等	296-23884 沖縄、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	舵柱に曲損、プロペラ翼に曲損及び擦過傷、プロペラ軸に曲損、船首部船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風速 約4m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の中央期、潮高 約99cm （石垣）
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客2人を乗せ、09時00分ごろ竹富町竹富東港を出港し、竹富島北西方沖の釣り場で遊漁を行った後、片付けを終え、12時10分ごろ同島北西方沖の釣り場から同港に向けて、約12ノットの対地速力で東南東進していた。（図1参照）</p>  <p>図1 事故発生経過概略図</p> <p>船長は、GPSプロッターで船位を表示させ、操舵室の天井窓から顔を出して前方を見ながら、手動操舵により操船していた。 船長は、目視で進行方向のさんご礁（干出浜）（以下「本件さんご</p>

	<p>礁」という。)により海面の色が変化する場所を探し、可航水域を確認しながら、本船を航行させていたところ、プロペラを擦る音が聞こえたので、本船が本件さんご礁に乗り揚げたことに気付き、すぐに機関を中立運転とした後、本船を停止させた。</p> <p>船長は、周囲に本件さんご礁があるので、機関を中立運転としたまま待機していたところ、本船が北風によって南方に圧流され、船体が傾いて動かなくなったのを認め、自力航行により離礁できないと判断し、すぐに118番通報を行い海上保安庁に救助を要請した。</p> <p>本船は、来援した海上保安庁の回転翼機によって船長及び釣り客2人が救助され、翌日、僚船によって竹富東港にえい航された。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.60m、船尾約1.75mであった。</p> <p>海図W1285（石垣港付近）によれば、本事故発生場所を含む竹富島北東方沖は、同島北方沿岸から竹富東港にかけて南東方に本件さんご礁が拡延している。</p> <p>船長は、ふだんから主に目視で航行し、竹富島北方沖を航行する際には、海面下に白く見える本件さんご礁に注意していたが、本事故当時は、曇天で、透明度も悪く、ふだんのように海水が透き通っていなかったため、海面下が見えにくい状況であった。</p> <p>船長は、本件さんご礁を避けるために、本船船首方に見えた2、3隻のダイビング船の少し北方沖を航行していけば乗り揚げることはなく安全と思っていたが、海面の色に意識を向けていたことから、気付かないまま竹富島寄りを航行していたのではないかと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p>	<p>本船は、曇天により海面下が見えにくい状況下、竹富島北方沖を東南東進中、船長が、目視のみで進行方向の海面の色に意識を向けて航行を続けたことから、本件さんご礁に気付かず、同島寄りを航行し、乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、ふだんから主に目視で航行していたことから、本事故当時も、目視のみで進行方向の海面の色に意識を向けて航行を続けたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、曇天により海面下が見えにくい状況下、竹富島北方沖を東南東進中、船長が、目視のみで進行方向の海面の色に意識を向けて航行を続けたため、本件さんご礁に気付かず、同島寄りを航行し、乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、さんご礁が拡延する浅所付近を航行する場合、曇天の際は目視のみでは同浅所を視認できないことがあるので、GPSプロッターで船位を確認しながら、できるだけ同浅所から距離を取って水深に余裕のある海域を航行すること。